

金融検査マニュアル 償却・引当(別表2)(資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト) 新旧対照表

(改定前)				(改定後)			
項 目	償却・引当 基準の適切 性の検証	償却・引当 結果の正確 性の検証	備 考	項 目	償却・引当 基準の適切 性の検証	償却・引当 結果の正確 性の検証	備 考
1 . 貸倒引 当金 (略)	(略)	(略)	(略) (注)「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の貸出債権を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)へ転換した場合(デット・デット・スワップ)の債権に対する貸倒引当金の算定方法については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照。 また、「自己査定」(別表1)1.(3)の(注)の十分な資本的性質が認められる借入金(「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の資本的劣後ローン(准資本型)を含む)に対する貸倒引当金の算定方法については、その特性を勘案し、例えば時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。 (略)	1 . 貸倒引 当金 (略)	(略)	(略)	(略) (注)「自己査定」(別表1)1.(3)の(注)の十分な資本的性質が認められる借入金(「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」7.(3)の資本的劣後ローン(准資本型)を含む)及び「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」7.(1)の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)に対する貸倒引当金の算定方法については、「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照。 (略)